

苫小牧市教育委員会後援事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市教育委員会（以下「市教委」という。）が後援の名義使用承認に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 苫小牧市の教育、学術、文化、スポーツの振興又は普及に寄与すると認められる催物等。
- (2) 後援 事業について市教委が奨励の意のみを表すこと。

(名義)

第3条 後援に使用する名義は、「苫小牧市教育委員会」とする。

(不承認)

第4条 市教委は、第2条第1号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる事業については、後援名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 入場券、プログラム等の強制販売、寄付金の強要を伴うもの。
- (2) 宗教活動、政治的活動又は営利目的の活動を伴うもの。
- (3) 同人的で社会性の乏しいもの。
- (4) 日常的活動であるもの。
- (5) 暴力団と関係のあるもの又はそのおそれのあるもの。
- (6) 事業の実施計画等が完全ではなく、実施の確実性が疑わしいもの。
- (7) 後援することにより、行政の中立性が損なわれるおそれのあるもの。
- (8) その他後援することが不相当と認められるもの。

(申請)

第5条 後援の申請は、後援名義使用承認願出書により申請するものとする。

2 市教委は、申請者に対し事業に係る資料の提出を求めることができる。

(承認の取消等)

第6条 使用承認後であっても、次の各号に該当するときは、その承認を取消することができる。

- (1) 申請された内容が著しく相違するとき。
- (2) 承認の条件に違反すると認められるとき。

2 事業実施後に前項の規定に該当したことが認められた場合は、以後その申請者(団体)に対する後援はしないものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。